

幼稚園園務改善費補助事業概要

1 補助対象園

学校法人立の幼稚園、幼稚園型認定こども園

※非学校法人立幼稚園、及び幼保連携型認定こども園は対象外です。

2 補助対象事業

- (1) 幼稚園教諭の事務負担軽減を図るための支援システムの導入に必要な経費
- (2) コロナ禍においてニーズが顕在化した ICT 環境の整備に必要な経費

※裏面の「(参考) 対象となるシステムの機能(例)」も併せてご確認ください。

3 補助対象経費

園務改善に資する ICT 化に必要な情報システムの導入経費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等、ホームページ改修については、オンライン保育等「新たな日常」に対応したシステムに該当する部分のみ補助対象とする。(一般的な広報部分と切り分け出来ない場合は、補助対象外とする。)

また、園務改善に資する ICT 化に当たり最低限必要となるパソコン等の備品(システム導入に必須の附属品、消耗品も含む)の購入費(運搬費・調整費等の附帯経費は除く)も対象とする。(今年度から機器のみの購入も認められました。機器は、教職員がシステムを利用するにあたり必要最低限のものが補助対象です。)

4 交付基準額等

- (1) 交付基準額

1 施設当たり 1,000 千円 上限

- (2) 補助率

3/4

5 補助対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

6 留意事項

- (1) 園務改善のために導入する支援システムに搭載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、幼稚園教諭や事務職員、保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握でき、管理・共有しやすい仕組みになっているなど、教育の質の向上にも配慮されているものであることが必要です。

(裏面もご確認ください)

- (2) リース料、保守費及び通信費等は申請年度にかかる費用のみを対象とし、既に導入済のシステムや端末等にかかる費用は対象外です。（既存システムに追加機能を導入する場合のみ対象）
- (3) パソコン等の備品は具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に直接的に資することが説明できるものに限ります。
- (4) 幼稚園で導入するシステムや機器についての内容を記載した見積依頼書（兼仕様書）を必ず作成して提出してください。
- (5) Wi-Fi ルータ設置等の通信環境の整備にかかる経費も対象とするが、大規模な改修工事を伴わないものに限ります。

（参考）対象となるシステムの機能（例）

①幼稚園教諭の事務負担軽減を図るための支援システムの導入に必要な経費

システム種類	システム機能例
園児台帳管理系システム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園児基本台帳の作成 ○ 身体計測の記録 ○ 各種健診（検診）の記録 ○ 日常の健康に関する記録 ○ 給食・栄養管理の記録 ○ 保護者への個別緊急連絡メールの作成 ○ 園だより（クラスだよりの一斉配信） ○ 健康管理情報の他機関との連携 ○ 臨時休園（台風、災害）等の一斉配信 等
指導要録等作成支援システム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児指導要録の作成 ○ 指導計画の作成（年間・月案・日案等） ○ 日常の子どもの活動記録 ○ 業務日誌や申し送り事項の情報共有 ○ 保護者からの各種相談・要望受付 等
登降園管理系システム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園児の出欠管理システムの利用 ○ 園バス運行支援システムの利用 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 預かり保育や幼児教育・保育の無償化に係る事務の ICT 化

②コロナ禍においてニーズが顕在化した ICT 環境の整備に必要な経費

「新たな日常」に対応したシステム	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンラインによる教員研修、保育参観 ○ 保育動画の配信 ○ アプリを利用した家庭との連絡
------------------	--